

グアテマラ政情（2012 年 11 月）

平成 25 年 2 月 5 日
在グアテマラ日本国大使館

1. 概要

- 11月7日、当国西部で大規模な地震が発生。ペレス・モリーナ大統領は同震災の被災者への対応を最優先にするため、憲法改正案の国会審議の延期を国会に対し要請。
- 「ペ」大統領が大統領選挙で再選を果たしたオバマ米国大統領に対し米国在住グアテマラ人に対するTPSの付与を要請する書簡を発出。また、カバジェロス外相が震災への対応を最優先とする「ペ」大統領に代わり第22回イベロアメリカ・サミットに出席し、麻薬対策及び治安改善等に関する提案を行った。

2. 内政

（1）憲法改正案に関する国会審議の延期

21日、「ペ」大統領は、2012年11月7日に発生した地震の被災地の一つであるサン・マルコス県を視察した際、憲法改正案に関する国民投票の実施には200～250百万ケツアル（25～32百万ドル）の多額の費用を要すると見込まれており、当国の現在の状況を鑑みれば、右費用は今回の震災の復興に充てられるべきであるとし、国会に対し憲法改正案に関する審議を延期するよう要請した旨発表した。同大統領は、国会に対し右審議の延期を要請することは遺憾であるが、まず優先すべきことは被災者への対応である旨述べた。他方、憲法改正案が民間部門を始めとする様々な社会団体の反対を受けていたことに関し、同大統領は、憲法改正案については十分な支持を得ており、今回の審議延期は政治的問題によるものではないと明確に否定した。

（2）グアテマラ西部における地震の発生

（ア）7日10時35分、グアテマラ西部を中心にM7.2の大規模な地震が発生した。同日、ペレス・モリーナ大統領は、サン・マルコス県及びソロラ県に赤警報（Alerta Roja）、ケツアルテナンゴ県、トトニカパン県、キチェ県、ウエウエテナンゴ県、レタウレウ県、スチテペケス県にオレンジ警報（Alerta Naranja）を発出。政府は（a）人命救助、（b）負傷者の救助、（c）生活インフラの復旧の順番で優先的に対応する旨発表した。今回の震災による死者は44名。多くの家屋が倒壊し、幹線道路の数ヵ所で土砂崩れが発生した。

（イ）9日、当国西部地域に位置する8県（レタウレウ県、ケツアルテナンゴ県、ソロラ県、キチェ県、トトニカパン県、サン・マルコス県、ウエウエテナンゴ県、スチテペケ県）を対象に30日間を期限とする「災害宣言（Estado de Calamidad Publica）」が発令された。国会は13日に右発令を批准。

（ウ）15日、「ペ」大統領及びバルデッティ副大統領は、今回の地震の被害状況につき調

査するためにサン・マルコス県を訪問した。右訪問において、「ペ」大統領は、米国は当国に金銭的及び物的援助を送る以上に、米国在住グアテマラ人に対しTPSを付与し、不法滞在によるグアテマラ人をこれ以上当国に送還しないことが当国に対する何よりの人道援助であるとオバマ大統領との会談において要請する旨改めて強調した。また、同日、チャコン駐グアテマラ米国大使もマルドナド国家災害対策調整委員会（CONRED）長官同行の下、今回の地震の被害が最も深刻なサン・マルコス県の被害状況を視察した。

（エ）12日、「ペ」大統領は外務省に外交団及び国際機関関係者を招集の上、今回の震災に関する説明を行い、各国政府に対し支援を要請した。

（オ）15日、国家災害対策調整委員会（CONRED）本部事務所にて、エスピノサ外務次官、「マ」CONRED長官等出席の下、7日に発生したグアテマラ西部における地震にかかる我が国からの緊急援助物資（15万ドル）の引渡式を実施した。

（カ）16日、11,000件の住宅建設を含む復興プロセスを担う委員会の設置が閣議決定された。

（キ）30日、ペレス・モリーナ大統領は大統領府企画庁（SEGEPLAN）の調整の下、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（CEPAL）、世銀、米州開発銀行（IDB）の協力を得て作成された今回の地震の被害状況に関する報告書の提出を受けて、今回の震災による損失は6,000世帯を超える家屋の倒壊等を含め1,657百万ケツアル（約210百万ドル）に上るに旨発表した。また同大統領は、被災住民のための住居の建設及び道路等のインフラ整備に214百万ケツアル（約27百万ドル）の資金を要する旨明らかにした。さらに「ペ」大統領は、各省に既に割り当てられている2012年度国家予算より160百万ケツアル（約27百万ドル）、また、国際機関等から既に借り入れ済みの借款及び供与済みの無償資金協力より約90百万ドルを被災住民のための住宅建設に充てる旨述べた。

（3）国会の動向

（ア）2日、野党各党は、本会議の票決の際し、投票用電子パネルに表示される結果が同システムの変調等により正確に表示されていない可能性があるとの懸念を表した。

（イ）3日、「ペ」大統領は、憲法改正案に関し、4つの柱の中、「治安・司法」に関する分野に関し、全ての項目に対し支持を得られているわけではないものの、一般的な合意を得られていると発言した。

（ウ）5日、「ペ」大統領はPP議員と会合を行い、近日中に憲法改正案の承認を模索するよう要求。同党は6日の本会議で緊急議案としての承認を目指したが失敗。

（エ）8日、野党議員は、憲法改正案の承認に関し、賛成あるいは反対の立場を示すことは、社会的不安定を引き起こす原因になるとし、本件承認に懸念を表した。同日、「ペ」大統領は今回の震災発生による緊急事態への対応に専念するため、同大統領自身の活動において、憲法改正及び国債発行に関する問題への取り組みは一時中断する旨述べた。

（オ）20日、選挙・政党法、統合的農村開発法を巡る与野党の意見の対立により審議が停

滞する中、国会執行部は右状況の打破に向けて今後の議題案等について協議するため与野党議員団長を招集した。また、同日、国内の農民団体が統合的農村開発法の承認と憲法改正案の審議停止を求めるために国会及び大統領府に結集した。なお、当国経団連(CACIF)は右法案に反対の立場を示している。

(カ) 20日、国会は、電波使用权の拡大及び延長を認める通信一般法 (ley general de telecomunicacion)に関する改正案を承認した。

(キ) 29日、リベラ国会議長は、選挙・政党法及び統合的農村開発法を承認することなく、2012年度第2期通常国会を終えた旨発表した。

(4) 国民進歩党 (PAN) の新書記長の選出

11日、PANの全国党大会において同党書記長の選出が行われ、フアン・グティエレス現PAN書記長の続投が決定した。

(5) 発電所建設・鉱山開発に対する住民による抗議

(ア) 6日、キチェ県及びチキムラ県の住民等が両県で計画されている水力発電所の建設に対し不満の意を示した他、平和的且つ合法的手段によって抗議活動が続ける旨発表した。

(イ) 11日、ハラパ県マタケスキントラ市において、鉱山開発の是非を問う住民投票が行われたところ、投票者の96%以上が反対票を投じた。また、同市において19日、鉱山採掘会社サン・ラファエルに対する抗議行動が行われた。右抗議行動に関し、「ペ」大統領は自由民主会派 (LIDER) が扇動した可能性があると指摘。バルディソンLIDER党首は右可能性を否定した。

(6) 治安関係

(ア) 4日、人権擁護官事務所は、サン・マルコス県は人身売買、武器・商品の密輸、麻薬問題等の影響を最も受けている地域の一つであり、また、ケツアルテナンゴ県及びウエウエテナンゴ県に次いで社会紛争が多い地域である旨発表した。

(イ) 5日、「ペ」大統領は、組織犯罪の成果が上がらないグアテマラ市7区及び12区に治安任務部隊を配備した。

(ウ) 15日、スチテペケ県サン・ガブリエル市のレネ・ロペス市長が自宅を出た直後に襲われ、殺害された。

(エ) 19日、グアテマラ県フライハネス市にあるフライハイネス刑務所2において、暴動が発生。同刑務所内の受刑者156名が8名を人質にとり麻薬犯罪組織Zetasのリーダーの解放を目的に建物を破壊した。

3. 外交

(1) 米国在住グアテマラ人に対する一時的身分保障 (TPS) の付与の要請

9日、「ペ」大統領は、オバマ米国大統領に対し書簡を発出し、今次米大統領選挙において民主主義的プロセスを経て再選を果たした「オ」米大統領に祝意を表明すると共に、当国西部で発生した地震の甚大なる被害に言及し、米国政府に対し米国在住グアテマラ人に対するTPSの付与を要請した。また、「カ」外相もクリントン国務長官及びナポリターノ米国土安全保障長官に対し、米国在住グアテマラ人に対するTPSの付与を書簡にて正式に要請した。

(2) 「カ」外相他の第22回イベロアメリカ・サミット出席

(ア) 16日、スペインのカディスにおいて第22回イベロアメリカ・サミットの開会式が行われ、イグレスシア・イベロアメリカ事務局 (SEGIB) 事務局長、ラホイ・スペイン首相等がそれぞれの演説の冒頭においてグアテマラ西部で発生した地震の被害に言及し、グアテマラ国民を支援する旨のメッセージを発出した。同日、カバジェロス外相は、イベロアメリカ・サミットに先駆けて行われた外相会合に出席し、中米諸国を代表し、麻薬対策及び治安改善に関する提案を行った。

(イ) 17日、「カ」外相及びデ・ラ・トーレ経済相は、第22回イベロアメリカ・サミットに出席した。同今次サミットでは、イベロアメリカ地域の国民の経済発展及び貧困削減に向けた中小企業支援及び投資の促進について協議された。同サミットにおいて演説を行った「カ」外相は、グアテマラが取り組んでいる主な課題として、経済危機の影響、環境問題、貧困削減、組織犯罪による暴力及び自然災害による影響を緩和するための対策等を挙げると共に、政権発足から11ヵ月を迎えた「ペ」政権は、「平和・治安・司法」、「飢餓ゼロ」、「財政・競争力」の3つの合意を基本的柱として、政権運営に取り組んでおり、各分野において既に成果が現れ始めている旨述べた。

(ウ) 17日、デ・ラ・トーレ経済相は、同サミットの枠組みで開催された通商をテーマとしたワーキング会合に出席し、当国が取り組んでいる財政改革、競争力の強化、中米EU連携協定の促進及びスペイン企業20社の当国訪問予定について紹介し、当国が外国企業の誘致に向けて法律、経済及び治安の強化に鋭意取り組んでいることを強調した。

(3) ソベネス環境天然資源大臣のスペイン訪問

15日、外務省はソベネス環境天然資源大臣のスペイン訪問に関するプレスリリースを発出。同大臣は、ディエゲス駐スペイン・グアテマラ大使同席の下、アリアス農業食糧環境大臣及びラモス環境天然資源大臣と会談し、グアテマラ及びスペイン両国の環境問題、京都議定書の達成状況及び天然資源の効果的利用等について協議した他、両国が環境分野において様々な協力を行っていくことで合意した。また、同会談において、「ソ」大臣は、当国が抱える廃棄物を問題の種と考えるのではなく、雇用及び経済発展の源として捉えること

がグアテマラ政府の計画の一つである旨述べた。

（４） チョケワンカ・ボリビア外相の当国訪問

28日、外務省はチョケワンカ・ボリビア外相の当国訪問に関するプレスリリースを発出。第10回先住民族基金総会に出席のため当国を訪問した「チ」外相は「カ」外相と会談し、二国間及び多国間問題について協議した他、民主主義の価値及び原理の遵守、治安、人権の尊重及び二国間協力における両国の取り決めについて改めて確認した。

（５） 国連におけるパレスチナの地位に関する総会決議の採択に対する当国政府の立場

29日、グアテマラはパレスチナを国家として承認していないことを理由にパレスチナ国連総会決議案を棄権した。右投票に関し、ローセントール・グアテマラ国連大使は、グアテマラは投票を棄権したが、民族自決権の原則を認めており、国際社会によるイスラエル・パレスチナに関する提案に従い、パレスチナ民族の独立・主権国家の設立を強く支持する。グアテマラは、イスラエルとパレスチナの直接交渉により安全な国境が確定し、両国が平和裏に共存することを望む旨述べた。

（６） 「APECにおけるペルーの経験」と題するフォーラムの開催

12日及び13日、当国外務省において、「APECにおけるペルーの経験」と題するフォーラムが開催され、エスピノサ外務次官、カステイジョ当国経団連（CACIF）会長他民間部門の代表、ラファエル・ランディバル大学政治学部副学長を始めとする大学関係者等が出席した。同フォーラムでは、第16回APEC事務局長（2008年APECペルー開催時の事務局長）を務めたフアン・カルロス・カプニャイ元駐日ペルー大使が同フォーラムのタイトルにかかるプレゼンテーションを行った他、出席者の間でペルーのAPEC加盟及びアジア太平洋地域におけるAPECの重要性について活発な意見交換が行われた。なお、同フォーラムは、本年6月にカバジェロス外相がペルーを公式訪問した際、将来的にAPECへの加盟を目指す当国としてペルーの同加盟における経験を共有したいとの「カ」外相の要請を受けて実現したものである。

（７） 在グアテマラ・スイス大使館の閉鎖延期

23日、スイス議会の外交委員会は、2013年1月からの閉鎖が決まっていた当地スイス大使館を閉鎖しないよう提案、右承認された（注：今回の当地スイス大使館の閉鎖に関し、スイス議会で承認されたのが、同大使館の継続あるいは閉鎖延期か明確でなかったため、当館より同大使館に確認したところ、2013年7月から閉鎖することが決定しているとの回答を得た）。